

社会福祉法人あすなろ会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設、松の聖母学園の経営
- (ロ) 障害児入所施設、松の聖母学園の経営
- (ハ) 障害者支援施設、松の聖母学園成人寮の経営
- (ニ) 特別養護老人ホーム、白兔あすなろの経営
- (ホ) 特別養護老人ホーム、美和あすなろの経営
- (ヘ) 特別養護老人ホーム、岩井あすなろの経営
- (ト) 特別養護老人ホーム、気高あすなろの経営
- (チ) 特別養護老人ホーム、河原あすなろの経営
- (リ) 特別養護老人ホーム、高草あすなろの経営
- (ヌ) 特別養護老人ホーム、わかさ・あすなろの経営
- (ル) 軽費老人ホーム、ケアハウスあすなろの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所、鳥取あすなろ保育園の経営
- (ロ) 保育所、久松保育園の経営
- (ハ) 保育所、白兔保育園の管理運営
- (ニ) 松の聖母学園、障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 松の聖母学園成人寮、障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 松の聖母学園通所更生部、障害福祉サービス事業の経営
- (ト) ホーム若草、障害福祉サービス事業の経営
- (チ) 白兔あすなろ老人短期入所事業の経営
- (リ) 老人デイサービス事業、白兔あすなろデイサービスセンターの経営
- (ヌ) 美和あすなろ老人短期入所事業の経営
- (ル) 老人デイサービス事業、美和あすなろデイサービスセンターの経営
- (ヲ) 岩井あすなろ老人短期入所事業の経営
- (ワ) 老人デイサービス事業、岩井あすなろデイサービスセンターの経営
- (カ) 気高あすなろ老人短期入所事業の経営
- (ヨ) 老人デイサービス事業、気高あすなろデイサービスセンターの経営

- (タ) 河原あすなろ老人短期入所事業の経営
- (レ) 老人デイサービス事業、河原あすなろデイサービスセンターの経営
- (ソ) 老人デイサービス事業、鳥取西デイサービスセンターの経営
- (ツ) 老人居宅介護等事業、あすなろホームヘルパーステーションの経営
- (ネ) 高草あすなろ老人短期入所事業の経営
- (ナ) 老人デイサービス事業、高草あすなろデイサービスセンターの経営
- (ラ) 認知症対応型共同生活介護事業、グループホーム高草あすなろの経営
- (ム) 生活支援ハウス、ふれあいハウスたかくさの受託経営
- (ウ) わかさ・あすなろ老人短期入所事業の経営
- (ヰ) 老人デイサービス事業、鳥取湖南デイサービスセンターの経営
- (ノ) 小規模多機能型居宅介護事業、小規模多機能施設あすなろげん太くんの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人あすなろ会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の生活に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鳥取県鳥取市川端4丁目115番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、この法人の職員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とし、1名を常務理事とする。

3 前項の専務理事と常務理事の2名をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成

する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

（構成）

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建 物

- (イ) 鉄骨平屋建て「鳥取あすなろ保育園」園舎1棟、延1,481.50㎡
- (ロ) 鉄筋コンクリート3階建て一部2階建て、障害者支援施設「松の聖母学園」1棟、4,573.48㎡、鉄骨平屋建て、サービス棟1棟121.00㎡
- (ハ) 鉄筋コンクリート建て、障害児入所施設「松の聖母学園」1棟、813.44㎡
- (ニ) 鉄筋、鉄骨平屋建て、障害児入所施設「松の聖母学園」園舎3棟、延411.50㎡、機械室1棟、36.00㎡
- (ホ) 鉄骨造かわら・ルーフィングぶき2階建、障害者支援施設「松の聖母学園成人寮」1棟、1,736.68㎡、鉄骨造スレート葺平家建体育館園舎1棟、612.68㎡、コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建機械室1棟、10.97㎡、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建車庫1棟81.00㎡
- (ヘ) 鉄筋コンクリート平屋建て、障害福祉サービス事業「松の聖母学園通所更生部」1棟、308.00㎡
- (ト) 鉄筋3階建て老人福祉施設「白兔あすなろ」1棟延2,947.73㎡、付属棟1棟74.0㎡、車庫棟1棟、98.9㎡、ポンプ室9.62㎡
- (チ) 鉄筋コンクリート平屋建て、在宅老人デイサービスセンター「白兔あすなろデイサービスセンター」1棟302.95㎡
- (リ) 鉄筋コンクリート2階建て、一部平屋建て老人福祉施設「美和あすなろ」1棟、延2,308.54㎡、機械棟1棟、64.0㎡
- (ヌ) 鉄筋コンクリート平屋建て、在宅老人デイサービスセンター「美和あすなろデイサービスセンター」1棟、287.32㎡
- (ル) 鉄筋コンクリート2階建て一部平屋建て及び鉄骨平屋建て、老人福祉施設「岩井あすなろ」1棟、3,725.37㎡、付属棟4棟297.34㎡
- (ヲ) 鉄筋コンクリート平屋建て、在宅老人デイサービスセンター「岩井あすなろデイサービスセンター」1棟、420.64㎡
- (ワ) 鉄筋コンクリート2階建て一部平屋建て、老人福祉施設「気高あすなろ」1棟、4,534.27㎡、付属棟8棟283.06㎡
- (カ) 鉄筋コンクリート建て、在宅老人デイサービスセンター「気高あすなろデイサービスセンター」1棟、597.83㎡
- (ヨ) 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、老人福祉施設「河原あすなろ」1棟、2,676.23㎡、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建機械室1棟81.50㎡、鉄骨造鋼板葺2階建車庫物置1棟、113.96㎡、鉄骨造スレート葺平屋建会館1棟293.63㎡
- (タ) 鉄筋コンクリート建て、在宅老人デイサービスセンター「河原あすなろデイサービスセンター」1棟、279.69㎡
- (レ) 鉄筋コンクリート2階建て一部平屋建て、在宅老人デイサービスセンター「鳥取西デイサービスセンター」1棟、908.08㎡、車庫棟1棟72.00㎡
- (ソ) 鉄筋コンクリート4階建て一部平屋建て、老人福祉施設「高草あすなろ」1棟、4,94

0. 59 m²

- (ツ) 鉄筋コンクリート建て、在宅老人デイサービスセンター「高草あすなろデイサービスセンター」1棟、401.77 m²
- (ネ) 鉄筋コンクリート平屋建て、「グループホーム高草あすなろ」360.00 m²
- (ナ) 鉄筋コンクリート2階建て一部平屋建て、生活支援ハウス「ふれあいハウスたかくさ」1棟、1,003.35 m²
- (ラ) 鉄筋コンクリート2階建て一部平屋建て、老人福祉施設「わかさ・あすなろ」1棟、2,710.47 m²、機械棟1棟、95.00 m²、車庫棟1棟、73.30 m²
- (ム) 鉄筋コンクリート平屋建て、在宅老人デイサービスセンター「鳥取湖南デイサービスセンター」1棟、819.61 m²、車庫棟1棟、72.00 m²
- (ウ) 鉄筋コンクリート4階建て老人福祉施設「ケアハウスあすなろ」1棟、1,814.49 m²
- (ヰ) 鉄筋コンクリート建て、法人事務所「社会福祉法人あすなろ会」1棟、173.83 m²
- (ノ) 鉄骨2階建て、障害福祉サービス事業「ホーム若草」1棟、111.92 m²
- (オ) 木造かわらぶき平屋建て、小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能施設あすなろげん太くん」1棟、360.76 m²、倉庫棟1棟、20.00 m²
- (ク) 木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき2階建て、「久松保育園」園舎1棟、898.48 m²、倉庫棟2棟、26.42 m²

(2) 土地

- (イ) 鳥取県鳥取市湯所町2丁目423番地9、鳥取市湯所町2丁目423番12、所在の「旧鳥取あすなろ保育園」敷地、(703.19 m²) 鳥取市江津外河原571番2、「鳥取あすなろ保育園」敷地、(3,936.34 m²)
- (ロ) 鳥取県鳥取市伏野字小円道之巻2251番1、鳥取市伏野字小円道之巻1635番10、鳥取市伏野字小円道之巻1654番1、鳥取市伏野字小円道之巻1654番3、鳥取市伏野字小円道之巻1652番1、所在の「松の聖母学園」敷地 (7,196.35 m²)
- (ハ) 鳥取県鳥取市白兔字小円道12番1、鳥取市白兔字小円道12番2、鳥取市白兔字小円道12番3、鳥取市白兔字小円道12番4、鳥取市白兔字小円道12番6、鳥取市白兔字小円道12番8、鳥取市白兔字小円道12番10、鳥取市白兔字小円道13番4、鳥取市白兔字小円道699番3、鳥取市白兔字小円道698番1、鳥取市白兔字小円道698番6、鳥取市白兔字小円道698番9、鳥取市白兔字小円道698番12、鳥取市白兔字小円道698番13、鳥取市白兔字小円道698番14、鳥取市白兔字小円道698番17、鳥取市白兔字小円道701番、鳥取市白兔字小円道704番2、鳥取市白兔字小円道704番8、鳥取市伏野字小円道之巻1635番2、鳥取市伏野字小円道之巻2249番1、鳥取市伏野字小円道之巻2248番1、鳥取市伏野字小円道之巻2248番3、鳥取市伏野字小円道之巻1647番2、鳥取市伏野字金崎1558番3、鳥取市伏野字金崎1558番12、鳥取市伏野字金崎1560番9、鳥取市伏野字金崎之巻1573番2、鳥取市伏野字金崎之巻1573番8、鳥取市伏野字金崎之巻1574番1、鳥取市伏野字金崎西尾下1664番1、鳥取市伏野字金崎西尾下1664番3、鳥取市伏野字金崎西尾下1664番4、鳥取市伏野字金

崎西尾下1664番6、所在の「松の聖母学園」、「松の聖母学園成人寮」及び「松の聖母学園通所更生部」敷地（23, 543. 11㎡）

(ニ) 鳥取県鳥取市白兔字小円道8番、鳥取市白兔字小円道8番2、鳥取市白兔字小円道8番3、鳥取市白兔字小円道8番4、鳥取市白兔字小円道8番5、鳥取市白兔字小円道7番2、鳥取市白兔字小円道7番4、鳥取市白兔字小円道9番2、鳥取市白兔字小円道10番、鳥取市白兔字小円道11番1、鳥取市白兔字小円道12番11、鳥取市白兔字小円道695番4、鳥取市伏野字金崎西尾下1661番1、鳥取市伏野字金崎西尾下1661番3、鳥取市伏野字金崎西尾下1661番4、鳥取市伏野字金崎西尾下1659番1、鳥取市伏野字金崎西尾下1659番3、鳥取市白兔字小円道696番2、鳥取市白兔字小円道697番、鳥取市伏野字小円道之巻2254番3、鳥取市伏野字小円道之巻2254番9、鳥取市伏野字小円道之巻2254番11、鳥取市白兔字小円道695番6、鳥取市白兔字小円道9番4、鳥取市白兔字小円道9番5、所在の「白兔あすなろ」及び「白兔あすなろデイサービスセンター」敷地、(8, 794. 10㎡)

(ホ) 鳥取県鳥取市赤子田字下モ畑451、鳥取市赤子田字下モ畑440、鳥取市赤子田字下モ畑442、鳥取市赤子田字下モ畑443、鳥取市赤子田字下モ畑443次1、鳥取市赤子田字下モ畑439、鳥取市赤子田字下モ畑437番2、鳥取市赤子田字下モ畑438番1、鳥取市赤子田字下モ畑438番2、鳥取市赤子田字下モ畑432、鳥取市赤子田字下モ畑433、鳥取市赤子田字下モ畑436番1、鳥取市赤子田字下モ畑437番1、鳥取市赤子田字下モ畑424番2、鳥取市赤子田字下モ畑428、鳥取市赤子田字下モ畑429、鳥取市赤子田字下モ畑431、鳥取市赤子田字下モ畑444、鳥取市赤子田字下モ畑445、鳥取市赤子田字下モ畑448番2、鳥取市赤子田字下モ畑457、鳥取市赤子田字下モ畑424番1、鳥取市赤子田字下モ畑441、鳥取市赤子田字下モ畑447、鳥取市赤子田字下モ畑447次1、鳥取市赤子田字下モ畑446、鳥取市長谷字天神411番7、鳥取市長谷字天神411番8、鳥取市長谷字天神412番2、鳥取市長谷字天神413番4、鳥取市長谷字天神411番9、鳥取市長谷字天神410番5、鳥取市長谷字天神413番6、鳥取市長谷字天神413番7、所在の「美和あすなろ」及び「美和あすなろデイサービスセンター」敷地、(8, 363. 95㎡)

(ヘ) 鳥取県岩美郡岩美町宇治1034、岩美郡岩美町宇治1035、岩美郡岩美町宇治1036、岩美郡岩美町宇治1037、岩美郡岩美町宇治1038番2、所在の「岩井あすなろ」及び「岩井あすなろデイサービスセンター」敷地、(10, 382㎡)

(ト) 鳥取県鳥取市気高町八幡字新田南立268番、鳥取市気高町八幡字新田南立399番1、鳥取市気高町八幡字新田南立269番51、鳥取市気高町八幡字新田南立269番56、鳥取市気高町八幡字新田南立269番57、鳥取市気高町八幡字新田南立269番58、鳥取市気高町八幡字新田南立275番6、鳥取市気高町八幡字新田南立275番7、鳥取市気高町八幡字新田南立397番1、所在の「気高あすなろ」及び「気高あすなろデイサービスセンター」敷地、(10,864.86㎡)

(チ) 鳥取県鳥取市河原町今在家字中坪内分842、鳥取市河原町今在家字中坪内分843、鳥取市河原町今在家字中坪内分844、所在の「河原あすなろ」及び「河原あすなろデイサー

ビスセンター」敷地、(6, 997 m²)

(リ) 鳥取県鳥取市大柵字宮ノ前330、鳥取市大柵字宮ノ前347、所在の「高草あすなろ」及び「高草あすなろデイサービスセンター」敷地、(12, 005.46 m²)

(ヌ) 鳥取県鳥取市川端4丁目115番地、所在の「ケアハウスあすなろ」敷地、(1, 156.06 m²)

(ル) 鳥取県鳥取市美萩野2丁目453番、鳥取市美萩野2丁目454番、鳥取市美萩野2丁目455番、鳥取市美萩野2丁目456番、鳥取市美萩野2丁目457番、鳥取市美萩野2丁目458番、所在の「ホーム若草」敷地、(490.06 m²)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、この法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、

理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款をこの法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立し

た生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設、鳥取市介護老人保健施設やすらぎの事業
- (2) 地域交流センターの事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 介護予防・生活支援事業
- (5) 配食サービス事業
- (6) 身体障害者デイサービス事業
- (7) 生活管理指導員派遣事業
- (8) 地域介護支援センターの事業
- (9) 通所リハビリテーション事業
- (10) 訪問リハビリテーション事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人あすなろ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	濱崎	芳宏
理事	足立	利喜雄
	〃	大佐古 徳好
	〃	田村 威
	〃	野津 英顕
	〃	濱崎 泰三
	〃	森崎 熊七
	〃	森原 敏直
	〃	山根 幸男
	〃	山本 富二
	〃	渡辺 寛太夫
監事	辻	敏治
	〃	鳥飼 茂雄

この定款は、認可のあった日から施行する。

平成22年 2月15日定款一部変更認可
(岩井あすなろ増改築)

平成22年 6月22日定款一部変更認可
(小規模多機能施設あすなろ げん太くん)

平成23年 3月 7日定款一部変更認可
(知的障害者援護施設、松の聖母学園通所更生部の経営の削除)

平成23年 5月30日定款一部変更認可
(障害者支援施設、松の聖母学園成人寮の経営)

平成24年 3月 9日定款一部変更認可
(障害者支援施設、松の聖母学園の経営)

平成24年 5月25日定款一部変更認可
(ヘルパー事業、統合及び名称変更)

平成25年 6月11日定款一部変更認可
(松の聖母学園種別変更他)

平成26年10月 2日定款一部変更認可
(久松保育園の経営及び建物、白兔保育園の管理運営)

平成27年 7月 6日定款一部変更
(久松保育園の建物)

平成29年 4月 1日定款一部変更認可
(社会福祉法による変更)

平成29年 8月10日定款一部変更認可

附則

この定款は、鳥取県知事の認可の日から施行する。